

林災防発第53号  
令和7年6月10日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部  
支部長 東 泉 清 寿  
(公印省略)

「熱中症による健康障害の疑いのある者の早期発見や重篤化を防ぐために  
事業者が講ずべき措置(例)」の送付について

日頃より、林材業労働安全衛生活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、改正労働安全衛生規則第612条の2が令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行されたことから、改正規定に基づき講ずべき体制整備及び措置の実施手順の作成並びに関係作業員への周知を行うこととなりました。

このため、林業においては伐木造材作業等の作業現場ごとに、木材製造業においては工場ごとに、その措置内容を定めて作業員に周知する必要があります。そこで、熱中症の疑いのある作業員への対応については、一定の取組の蓄積があり共通する事項も多いことから、今般、林災防本部において別紙1のとおり、標記の措置(例)が作成されましたので、ご活用されるようお願いいたします。また、定めた本措置(例)に基づき、別紙2のとおり、実施手順(例)(※フロー図)も作成されますよう併せてお願いいたします。

なお、本措置(例)及び実施手順(例)については、参考例であり、必ずしもこれによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて定めるようにしてください。

また、林災防本部においては、本措置(例)に対応した掲示物をポスター形式で作成されましたので、別途ご送付しますので、熱中症発生時の報告先を記入して掲示するなど、併せてご活用ください。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

Tel 028-652-2153

担当：大貫、齊藤

## 熱中症による健康障害の疑いのある者の早期発見と悪化を防止するための措置（例）

## 1 趣旨

熱中症予防対策について、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和7年5月20日付け基発0520第7号）により実施するとともに、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないう、労働安全衛生規則第612条の2及び同要綱の第2の2(6)及び5に基づき、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見及び重症化を防ぐための措置について、以下のとおり定める。

## 2 措置の概要（詳細は3及び4のとおり。）

- (1) 事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
- (2) 事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならない。

## 3 熱中症の症状の報告

- (1) 暑熱な場所(注1)において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業(注2)を行うときに、①作業者に熱中症（疑いを含みます。）の自覚症状のある場合、または、②熱中症の疑いがあることを他の作業者が発見した場合には、報告先の者(注3)に、その状況（所属・職氏名、症状、現在地など把握している範囲で）を、電話で(注4)報告すること。ただし、①の場合は、周りの者を通じて報告することで構わないこと。
- (2) 報告先の者は、作業場の班長〇〇〇〇（代理者は副班長△△△△）とし、携帯電話（●●-●●-●●●●、▲▲-▲▲-▲▲▲▲）又は土場事務所（□□-□□□□）に連絡するこ

と(注5)。

- (3) 班長・副班長は、作業者からの報告を受けるだけでなく、早期発見の観点から、作業者に定期連絡や声掛けを行うこと。

#### 4 熱中症の症状の悪化を防止するための措置

- (1) 熱中症による症状の悪化を防止するため、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医療機関への搬送、救急隊の要請を行うこと。
- (2) 「作業からの離脱」のため、作業を速やかに中断し、涼しい休憩所等に移動させること。
- (3) 加工作業等の屋内作業においては、「身体冷却」は、①十分に涼しい休憩所に避難し、衣服を緩める。横にして足を上げて高くする、②水分・塩分、経口補水液を飲ませる、③作業場の床面で作業着を脱がせて水をかけ全身を急速冷却するなどを行うこと。

また、伐木等作業等の屋外作業においては、「身体冷却」は、①風通しの良い日陰などの涼しい場所に避難する、②衣服を緩め、からだを冷やす（首の周り、脇の下、足の付け根等）などを行うこと。

この間、作業者を一人にきりにすることなく、他の作業者等が見守ること。

- (4) 「医療機関への搬送、救急隊の要請」は、「返事がない」、「返事がおかしい」、「ぼーっとしている」など、いつもと違うと思ったら、少しでも異変を感じたら、医療機関に搬送するか救急隊を要請すること。

また、医療機関の名称、電話番号、所在地を掲示(注6)により周知する。

- (5) 熱中症は時間が経ってから悪化することがあるので、回復後の作業者にそのことを理解させるとともに、体調急変時の連絡体制を定めておくこと。

**注1** 「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度(WBGT)が28度以上又は気温が31度以上の場所をいいます(必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含みます。)

**注2** 上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいいます。

**注3** 報告先の者は、作業場の責任者、担当者、連絡責任者、作業指揮者、班長等の中から事業場で選任しましょう(代理者も選任するようにしましょう。)。なお、連絡責任者とは、緊急連絡体制整備ガイドライン別添の3(2)により選任する者をいいます。

**注4** 連絡方法・連絡先は、電話、口頭、無線等の中から事業場で決めましょう。

**注5** 報告先の者の職氏名、連絡方法、連絡先等の周知方法を事業場で決めて周知しましょう。

**注6** 搬送病院の周知方法は、文書の掲示、メールの送付、文書の配付、口頭等の中から事業場で決めて周知しましょう。

《熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等》

【令和7年6月1日施行】

1 熱中症の症状が疑われる場合の報告先（例）

別添1

事業場における報告先の掲示例

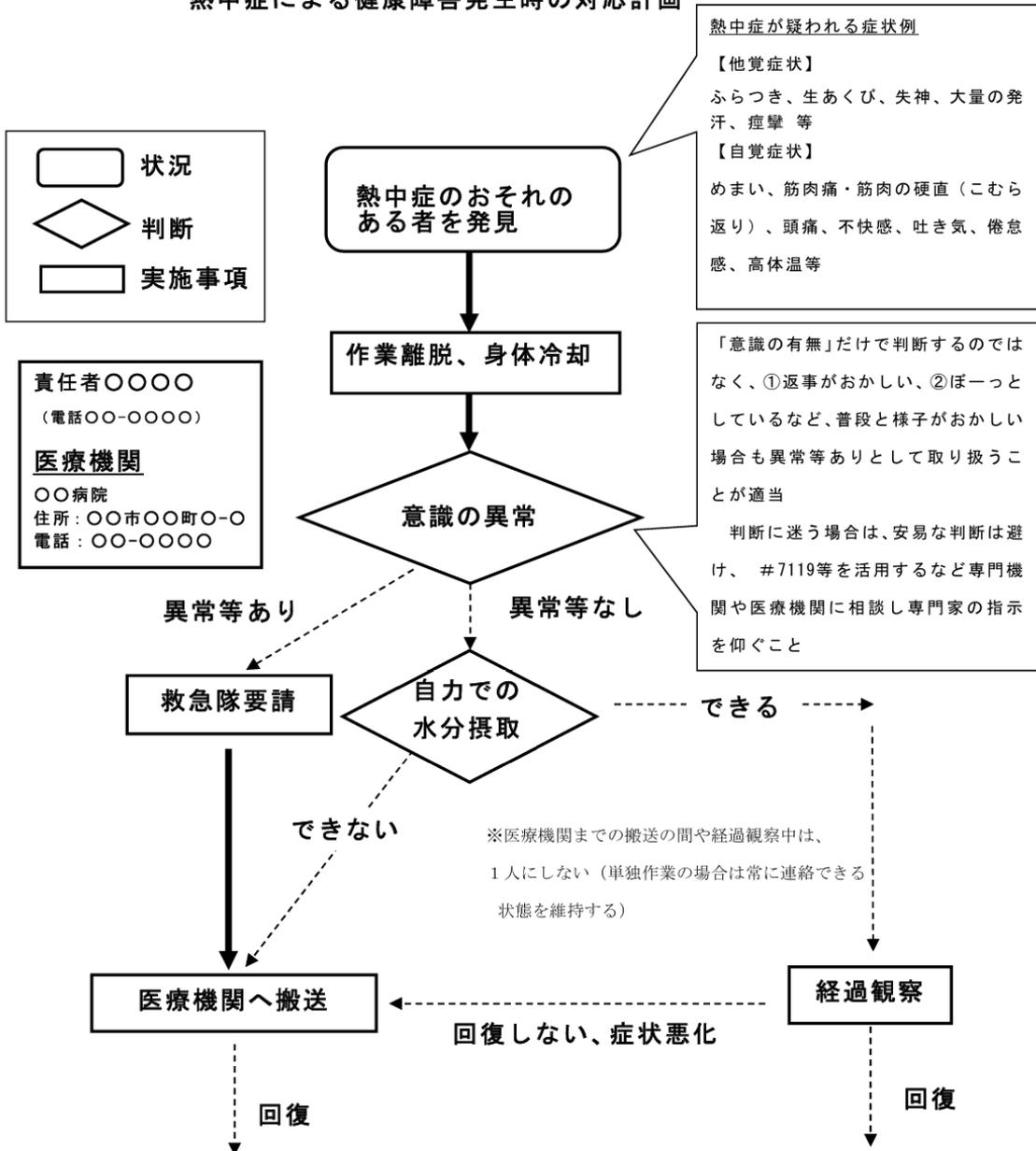


2 熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成（例）

別添2

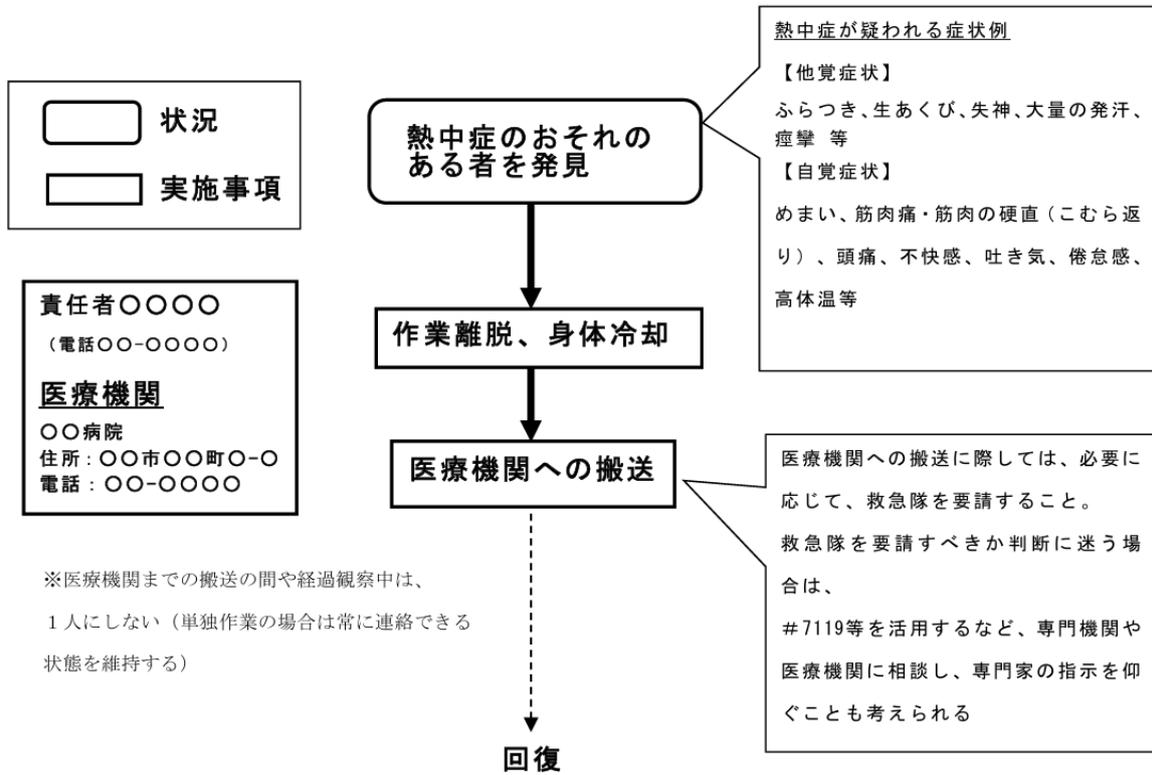
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

資料出所：「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和7年5月20日付け基発0520第6号）